

「再犯防止に向けた総合対策」（案）に対する意見

2012年（平成24年）6月22日

日本弁護士連合会

「再犯防止に向けた総合対策」（案）（以下「総合対策」という。）に対し、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

1 はじめに

犯罪を犯した人の社会復帰を促し、再犯を防止することは、社会全体にとって有意義であり、重要な課題である。そのため、施設内処遇と社会内処遇との有機的連携が必要であること、国民に理解され支えられた制度・施策とすること等、「総合対策」の現状認識及びこれに対する施策の基本方向には賛成である。

法務省、厚生労働省等関係各省庁が一体となって、政府を挙げてこうした再犯防止のための総合対策を策定、推進することは、高く評価できる。

以下の意見は、主として、「総合対策」では不十分であると考えられる事項の補強を求めるとともに、「総合対策」をより推進するための施策を提言するものである。

2 「第1 再犯の現状と課題」について

「総合対策」が述べるところは、基本的には是認できる。

3 「第2 再犯防止対策の基本的考え方」について

(1) 再犯を防止することが、一たび犯罪を犯した人、犯罪被害に遭った人、そして社会全体にとって有意義であるという位置付けを明確にするべきである。ただし、このことは、「総合対策」全体の前文に記載されるのが適切と思われる。

(2) したがって、再犯防止のために人材、諸施設及び財源を投じることが必要であり、国の財政支出の在り方としても犯罪を犯した人を拘禁するために必要な費用が削減できるのであるから合理的なものであるということを明確にするべきである。政府の新規採用者大幅削減方針は、法務省については、このような矯正保護業務の持続可能性を損なうものであるから、これを撤回し、むしろ大幅増員が目指されなければならない。

(3) 「選択と集中」が他の必要な諸施策の実施を制約することにつながらないように慎重な配慮をしなければならない。

4 「第3 再犯防止のための重点施策」について

(1) 仮釈放を原則化する

「総合対策」においても、満期釈放による出所者の5年以内再入所率が仮釈放により出所した者より20ポイント以上高いこと、仮釈放率が2005年(平成17年)以降低下を続け、現在では49%と半数を下回っていることが指摘されている(1頁)。

当連合会は、かねてから仮釈放を原則化すべきことを提唱している(2006年(平成18年)1月19日付け「更生保護制度の改革についての意見」)。仮釈放は、円滑な社会復帰を図る上で極めて有効であるのみならず、社会内処遇への移行による施設収容コストの削減という点で、副次的ではあるが財政面でのメリットも大きい。受刑者には原則的に仮釈放が受けられるように、そのための支援を強化すべきである。

(2) 満期釈放者に対する支援強化

上記のとおり、現在、出所者の過半数は満期出所者である。出所後の居住先が定まらない等の理由で仮釈放されなかった満期出所者に対する社会復帰支援は極めて貧弱であり、そのことが満期出所者の再入所率が高いという結果をもたらす一因となっている。

しかるに、「総合対策」では、満期釈放者への支援充実は、「2(5)満期釈放者等に対する支援の充実・強化」にわずか3行触れられているにすぎない。ここで言及されている「更生緊急保護による支援の強化策」は、昨今の緊縮財政下において、制度として有効に機能していない更生緊急保護制度を、現実的に機能させるための方策として不可欠である。更生緊急保護は、満期釈放者を、その後の福祉的支援等、専門的支援、そして社会復帰へとつなげるための不可欠の仕組みであって、予算上の制約によってその機能が制約されることは、結果的に大きな社会的損失をもたらす。現行制度を活かすために必要な追加予算は、確保されなければならない。

当連合会は、上記のとおり仮釈放を原則化するとともに、満期出所者に対する社会復帰支援を抜本的に強化することを求める。

(3) 知識の提供ではなく具体的支援を

「1(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援」では、「福祉や年金に関する基礎的知識の付与」を挙げるが、基礎的知識だけで、釈放後に福祉や年金につなげていくことは不可能である。釈放時に、社会外資源と結びつける具体的援助が必要である。

「2(1)住居の確保」でも、「知識・情報の提供」とされており、「2(5)満期釈放者等に対する支援の充実・強化」でも、「出所前の指導や情報提供の説示等を充実する」とされている。これらについても同様に、具体的援助が必要である。

(4) 効果の調査分析と対策改善へのサイクル強化

「総合対策」第3の3項は、効果検証を提唱している。

一般にPCDAサイクルが提唱される。企画(Plan)し、実行(Do)し、検証(Check)する、そして、その検証結果に基づく再企画(Act)へ向かうサイクルである。

こうした取組を進めることは大きな意義がある。

その場合、すべての情報が公開されること、検証機関には政府機関のみならず、関係団体、NPO、そして当連合会も含まれることが必要である。

(5) 「排除から共生へ」

「4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」との理念及びそこで述べられている「一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく」との考え方が示されているのは重要であり、賛同する。すなわち、「犯罪を犯した人を排除するのではなく、社会の構成員として共生する」社会を目指さなければならない。そのためにも、政府が率先して雇用に努め、企業に対する範を示すべきである。

(6) マスコミへの正しい情報提供

このような観点からすると、現在の犯罪や刑事司法に関するマスコミ報道の問題を指摘せざるを得ない。すなわち、マスコミは、犯罪を犯した人を「異質な存在」(＝「モンスター」「人間ではない」)と報道する傾向が強く、国民の意識に深刻な悪影響を及ぼしている。したがって、政府としても、マスコミに対して、犯罪及び犯罪を犯した人についての正しい情報を提供し、国民が犯罪を犯した人を排除するのではなく、社会の構成員として共生するような社会を目指す意識をかん養するための努力が必要である。

(7) 裁判所、検察庁の参画

刑事司法分野における取組として、4(2)に「法教育」への言及がある。しかし、刑事司法分野において、再犯防止のための取組に最も大きな影響力を持つのは、裁判所及び検察庁である。現在、多くの刑事裁判において、「何度も罪を犯した、順法精神が欠如している、矯正施設における長期にわたる矯正教育が必要である」という画一的な論告、判決が横行している。ここには、「総合対策」に述べられているような観点は、全く見出せない。したがって、刑事司

法分野でまず必要なことは、裁判所及び検察庁が「総合対策」の視点を持ち、これに沿った刑事司法を実現することである。例えば、事実認定と量刑判断の手続を区別した上で、判決前調査の制度を導入することは、十分検討に値する。このような改革の方向の検討を始めるためにも、この推進体制の中に、裁判所及び検察庁を何らかの方法で組み込むこと、現場の裁判官、検察官との意見交換、これらに対する研修の場を設けることが必要である。なお、当連合会も、会員に対してこの「総合対策」の視点からの研修を強めることを検討している。

(8) 当連合会及び弁護士への参画

4(4)に「ボランティア、NPO法人等民間資源の参画」が位置付けられている。しかし、意図的か否か定かではないが、当連合会についての言及はない。当連合会は、現在3万人を超える会員を有し、刑事司法の一翼を担っていることはもちろん、刑事施設における処遇改善、刑事処遇制度の改革、貧困者、知的・精神的・身体的障がい者への支援、犯罪被害者支援等、「総合対策」で触れられている多くの分野について、積極的な取組を進めている。これら施策の立案、実施に当たって、当連合会の意見を聞き、その参画を求めることは、「総合対策」の実行に大きな力となると確信している。当連合会は、求められれば、協力を惜しまない決意である。

また、個々の弁護士が、受任する事件において、依頼者の更生・社会復帰に資する活動を行うことは極めて重要であり、当連合会としても更に会員の啓発・研修等に努めていく所存である。

さらに、想定されているボランティアの範囲もいまだ限定的であるように見受けられる。出所者の社会復帰支援や、刑事施設内の人権問題に取り組んでいるNPO等の参画を積極的に促すイニシアティブが求められる。

(9) 捜査・公判段階においても社会復帰を目指した取組を

受刑者の中には、過去に刑事司法手続の対象となりながら、起訴猶予処分あるいは執行猶予判決を受けることにより、実刑を受けずに一度は社会内に戻され、その後、再び犯罪を犯して訴追された人々が多く存在する。より早い段階で、個々の対象者の問題点に見合った社会復帰方策をとることは、その後の再犯を防止する上ではもちろんのこと、本人の更生を図る上で有用である。長崎県における「障がい者審査委員会」における活動等を参考にしつつ、検察官、弁護士、付添人、福祉関係者等を巻き込んだ取組を組織的に行っていくことが重要である。このような取組においても、当連合会は必要な協力を検討したい。

5 「第4 再犯防止策の数値目標」について

(1) 数値目標を立てる意味

施策は抽象的なものであってはならず、具体的なものでなければならない。施策は理念に基づくものでなければならないが、それとともに具体的にいかなる目標を持って取り組むかを明示するものでなければならない。また、施策がどの程度進展しているか、進展していないかを端的に示すのが「数値」である。

したがって、再犯防止施策においても、具体的数値と達成年度を定め、これに向けた具体的施策を実施していくことが求められる。「 に努める」という政策や、「 に努めた」という評価では、物事は前進しない。

(2) 掲げられるべき数値目標

掲げられるべき数値目標としては、当面、以下の事項が挙げられる。なお、ここでの数値目標はおよそ5年以内の実現することを想定している。

- ・ 仮釈放率（平成13年頃までの「60%」、なお長期的には原則化を目指す。）
- ・ 地域生活定着支援センターによる援助数、援助率（50%増加、上昇させる。）
- ・ 薬物事犯者、性関連事犯者へのプログラム（全員に対して実施する。特別改善指導受講者、受講率を倍加する。）
- ・ 帰住先のない満期釈放者の当面の生活確保（釈放後短くとも1週間の居所、生活費がない受刑者をゼロにする。）
- ・ 満期釈放者に対する社会復帰支援の具体的目標数（援助対象者数及び満期出所者に対する割合。一時入居施設の数、収容人数等）
- ・ 支援を必要とする釈放者への支援（医療、介護、福祉等の支援を要する釈放者については、全員について、社会内機関との連携が取れるものとする。）
- ・ 「刑務所出所者等総合的就労支援対策」によって就職に至る人数（「年間2000人以上」を倍加する。）
- ・ 高等学校未卒業者（不進学者、中退者）の高等学校卒業認定試験受験者（本人の意思に反しない限り、全員が受験する。）
- ・ 職業訓練（実施される訓練科目、受講する者の人数、割合を倍加する。）
- ・ 通信教育、自学による資格取得（人数、割合を倍加する。）
- ・ 国及び地方公共団体の公共調達における雇用確保（具体的数値を挙げて取組を進める。）
- ・ 保護司の人数
- ・ 以上を支える関連職員の増加（現在の日本の行刑施設では被収容者4人に対して1人の職員数となっている。これを欧米の最低ラインである「3人に

1人」とするためには、33%の職員増が必要である。現政権下で方針化されている新規採用職員数の削減は、適用されてはならない。)

- ・ 以上を実現する予算額

- 6 「第5 推進体制」について
上記4(2)で述べたとおりである。

以上